

農業者のための補助事業紹介します！

農業を始める時や新たに設備投資を行う時には、何かとお金が掛かるものです。農業補助金の制度を利用することで、資金の負担を軽減できる場合があります。そこで、農業者の方々のお役にたつ補助事業制度を紹介いたします。

※令和5年9月現在で作成をしております。

詳細は農林課までご連絡ください。

みやき町 農林課 農政担当

0942-96-5534

さが園芸生産888億円整備支援事業（2023～2026）

補助対象施設・機械等

- ・園芸用ハウス、共同育苗施設（環境制御型耐候性ハウス/パイプハウスなど）
- ・省力化機械・装置（いちご高設栽培施設/定植機/収穫機/乗用管理機など）
- ・高品質化機械・装置（施設全面開放装置など）
- ・省石油型機械・装置（循環扇/ヒートポンプなど）
- ・土づくり用・病虫害低減機械・装置（堆肥散布機/稲わら等収集機など）
- ・選別・調整、加工用機械・装置（選別・調整機など）
- ・長寿命化対策（法定耐用年数が経過したハウス等の部材の交換・補強など）
- ・園芸振興において政策的に必要な施設、機械・装置、資材等
- ・大雨・大雪被害防止対策



さが園芸888運動
チャレンジ！活発あふれるさが園芸へ

採択要件・受益面積

- ・原則として2戸以上（一定の要件を満たし、町長が認める場合は個人でも取組み可能）
- ・人・農地プランに位置づけられた認定新規就農者・認定農業者等
- ・事業実施主体の受益者のすべてが、事業実施年度にGAPに取り組んでいること
- ・園芸産地888計画に位置付けられていること。又は策定していること。

□施設園芸 1受益農業者当たり3a以上

□露地園芸 1ha以上（個人が事業実施主体となる場合は50a以上）



補助金額（上限）

農業者1人当たり**3,600万円**（農業経営開始後5年以内の認定農業者又は認定新規就農者は**4,200万円**）または1法人あたり**3,600万円**

※実施主体や対象施設により補助率が異なります。

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に年間**最大150万円**を最長3年間交付します。

※交付前後の所得・ご家族の農業経営などで交付要件を満たさない場合があります。

採 択 要 件

- ①. 独立・自営就農時の年齢が、**原則50歳未満の認定新規就農者**であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- ②. 独立・自営就農であること
- ③. 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画である。
（親元に就農する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負い経営発展に向けた取組を行うと町長に認められること。）
- ④. 人・農地プランへの位置づけ等
町が作成する人・農地プランに位置付けられていること。（もしくは位置付けられることが確実であること）または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑤. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- ⑥. 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること
- ⑦. **前年の世帯**（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。）**全体の所得が600万円以下であること。**

さかの稼げる水田農業推進事業(2023~2026)

担い手の経営基盤の強化と効率的で安定的な生産体制の確立を図るため、担い手が取り組む省力化・低コスト化のための革新技術の導入等に必要な機械・施設の整備、並びに消費者等が求める売れる米・麦・大豆づくりに必要な取り組みを支援します。

低コスト・高品質化条件整備事業（ハード事業）

□超省力・低コスト化タイプ

1. 水稻直播用機械
2. レーザーレベラー
3. 大豆コンバイン
4. 大豆不耕起播種機
5. トラクターカルチ
6. 自動操舵システム
7. トラクター
8. 田植機
9. コンバイン
10. 農業用機械倉庫
11. 知事特認機械・施設

○1.2.3.4については集落営農法人を基本とする団体も導入可

○1.4 (+5) については、認定農業者も導入可

○7.8.9については、集落営農法人のみ導入可

※補助対象7.8.9を整備する場合は、取組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画であること。集落営農組織については、取組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画またはプール計算を実施していること。

□環境保全タイプ

1. 乗用管理機
2. 排水対策用機械
3. 土づくり用機械
4. 稲わら等収集機
5. 逆転ロータリー
6. 知事特認機械・施設

○集落営農法人を基本とする団体は1のみ導入可能

○集落営農組織は3.4のみ導入可

□888推進タイプ

「超省力・低コスト化タイプ」「環境保全タイプ」で補助対象としている機械・施設

○露地野菜の導入・拡大に取り組む計画であること

○効率的生産確立計画において組織の露地野菜の導入計画の策定を必須とする。

○集落営農組織については、取組む品目ごとに新たにプール計算を実施する計画またはプール計算を実施していること。

□中山間地域等担い手育成タイプ（農業者の組織する団体 農家3戸以上）

1. 水稻直播用機械
2. トラクター
3. 田植機
4. コンバイン
5. 畦塗機
6. 知事特認機械・施設
7. ドローン（農作業受託型及び広域の組織型のみ）

○受益が中山間地域等（中山間地域直接支払制度の対象地域）

○農作業受託型（農作業受託組織）

○広域組織型（設立後4年度目以内の広域組織）

採 択 要 件

全タイプ共通

- ・「効率的生産確立計画」を策定及び実践すること
- ・稲わら及び麦わらの有効活用計画を策定していること
- ・町長が水田農業の担い手と認める組織等であること
- ・集落営農法人、集落営農組織であること



補助率 県1/3 町1/10 農作業受託型及び広域組織型は県1/2

売れる米・麦・大豆づくり推進事業（ソフト事業）

1. 新品種用マニュアルの策定
2. 実証圃の設置（堆肥の導入含む）
3. 技術普及研修会の開催など

採 択 要 件

- ・農業者の組織する団体（農家3戸以上）、農業共同組合
- ・稲わら及び麦わらの有効活用計画の策定及び取組を実施

補助率 県1/2